

広島県告示第八十九号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、県営舟入住宅、県営吉島住宅、県営基町住宅、県営長寿園北高層住宅、県営新山住宅、県営牛田住宅、県営牛田高層住宅、県営平林住宅、県営宇品住宅、県営鯉港住宅、県営比治山住宅、県営東観音住宅、県営西観音住宅、県営福島住宅、県営長寿園南高層住宅、県営小河内住宅、県営福島北住宅及び県営福島西住宅並びに県営舟入住宅駐車場、県営吉島住宅駐車場、県営基町住宅駐車場、県営長寿園北高層住宅駐車場、県営新山住宅駐車場、県営牛田住宅駐車場、県営牛田高層住宅駐車場、県営平林住宅駐車場、県営宇品住宅駐車場、県営鯉港住宅駐車場、県営比治山住宅駐車場、県営東観音住宅駐車場、県営西観音住宅駐車場、県営福島北住宅駐車場及び県営福島西住宅駐車場の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十七年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 を 受 け た 者		指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
広島県ビルメンテナン ス協同組合 代表理事 澤田 英治	広島市西区己斐本町二 丁目一九番二号	平成二六年一月二六 日	平成二七年四月一 日 〜平成三二年三月三 一日